

★ 消費者ホットライン

～平成22年1月12日から実施～

0570-064-370

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ

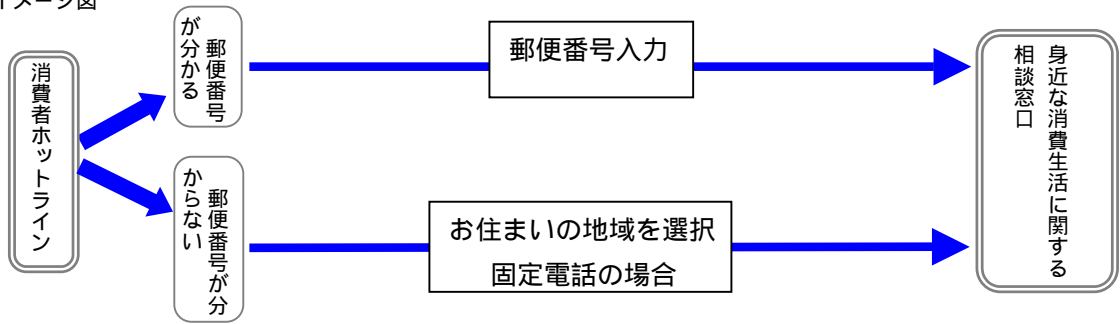
守ろうよ、みんなを！

★ 消費者ホットラインとは？

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一步をお手伝いします。一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。

IP電話など一部の電話ではご利用できません。

イメージ図



ガイダンスが流れている間は、通話料金はかかりません。相談窓口へつながった時点から通話料金をご負担いただけます。

★ 相談窓口で受け付けられない相談もあります

(受け付けられない相談の例)

- ・行政の対応に対する不満や要望（行政相談）
- ・職場での不当な解雇（労働問題）
- ・工場の汚水排出による環境事故（公害） など



生命・身体に重大な危害を受けた場合、又はその危険が切迫している場合などは、まずは、警察・消防にご連絡ください。

身近な相談窓口が相談受付時間外の場合や一部の相談窓口では、ガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内をいたします。

消費者ホットラインに関するお問い合わせ先

消費者庁消費者情報課地方協力室

03-3507-9174

消費者ホットライン

検索 